

## マイナ保険証への移行、健康保険証の廃止（最終案内）

- 現行健康保険証は、2024年12月2日に廃止され、以降発行いたしません。12月2日からは医療機関等に「マイナ保険証」を提示して受診することが基本になります。
- 「マイナ保険証」の利用申込みが未了の方（被扶養者を含め）は、速やかに申込みを完了してください。
- 12月2日以降の対応は、下記のとおりです。

### 1. 「マイナ保険証」の利用

- 医療機関等を受診の際は、「マイナ保険証」をご利用ください。（別紙リフレット参照）

|             |  |
|-------------|--|
| ① メリット      | <ul style="list-style-type: none"><li>・医療費を節約でき自己負担も低くなります。（医療機関・薬局で20円、再診では10円）</li><li>・過去のお薬情報や健康診断結果を見られるようになるため、よりよい医療を受けることができます。</li><li>・手続なしで高額医療の限度額を超える支払が免除されます。</li></ul>   |
| ② 利用登録      | <p>利用登録は、下記で簡単にできます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う。</li><li>・「マイナポータル」から行う。</li><li>・セブン銀行ATMから行う。 等</li></ul>   |
| ③ マイナンバーの届出 | <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者番号との紐付けに必要ですので、資格取得（入社）、被扶養者認定申請時にもれなくマイナンバーを届出（事業主経由）してください。</li><li>・届出がない場合、「マイナ保険証」は利用できません。また、原則「資格情報のお知らせ」「資格確認書」も発行しません。</li></ul>   |
| ④ 利用開始時期    | <ul style="list-style-type: none"><li>・資格取得（入社日）、被扶養者認定申請受付から10日～14営業日後（書類不備や届出住所が住民票と相違する場合等は解決後）に利用可能になります。</li><li>・「マイナ保険証」の利用可否は、各自「マイナポータル」で確認できます。（「マイナ保険証」の利用登録が必要）</li><li>・また、登録完了後、健保組合から「資格情報のお知らせ」を事業主経由で送付します。</li></ul> |

## 2. 現行健康保険証の取扱い

○12月2日以降の健康保険証の取扱いは下記になります。

|                    |  |
|--------------------|--|
| ① 健康保険証の廃止         | ・12月2日以降を交付日とする健康保険証は発行しません。<br>※12/1入社者、11/20頃以降に提出された被扶養者、氏名変更、再発行申請者等含む                                     |
| ② 現行健康保険証の有効期限     | ・すでに発行済の健康保険証は2025年12月1日まで有効。<br>※ただし、銀行口座開設時等の身分証明書には利用できません。   |
| ③ 氏名変更等            | ・「マイナ保険証」に反映するため、氏名変更届出は必要です。また、2025年12月1日までは、現健康保険証を届出書に添付ください。<br>・氏名変更があっても健康保険証は再発行しません。                   |
| ④ 滅失・棄損等の再発行       | ・紛失した場合等の再発行は行いません。「マイナ保険証」を利用してください。<br>※滅失・棄損の届出は不要です。   |
| ⑤ 退職時等の返納・回収       | ・2025年12月1日までに退職等した場合は、健康保険証の返納・回収が必要です。(紛失の場合は、滅失届)<br>※2025年12月2日以降は、保険証として利用できませんので、返納・回収は不要です。各自で処分してください。 |
| ⑥ 限度額適用認定証・高齢受給者証等 | ・「マイナ保険証」で対応可(手続き不要)のですので、原則発行しません。<br>※「資格確認書」の交付等「マイナ保険証」を利用できない方は、申請等により発行します。<br>※すでに発行済のものは、有効です。         |

※各種申請・届出は、事業主経由で提出してください。

## 3. 「資格情報のお知らせ」の交付

○12月2日以降、健保組合での資格およびマイナンバー登録後に全員に交付します。

|           |   |
|-----------|---|
| ① 目的・記載内容 | ・健康保険の資格取得・マイナンバーの登録が完了したことをお知らせ(被保険者番号等)するために、「資格情報のお知らせ」を書面で交付します。<br>・記載内容：氏名、記号・被保険者番号、保険者情報<br>※A4、右下にカードサイズでも表示。切り取って利用が可能。<br>※マイナンバーの届出がない場合は、発行しません。 |
| ② 用途      | ・ご自身の健康保険資格情報を確認するため。(マイナポータルでも確認可)<br>※「資格情報のお知らせ」は健康保険証ではないので、当お知らせで医療機関等を受診することはできません。   |

|               |  |
|---------------|--|
|               | ※「マイナ保険証」が利用できない一部の医療機関では、マイナンバーカードと同時に提示することで受診できます。                                    |
| ③ 発行時期        | ・「マイナ保険証」の利用開始日（前述 1. ④参照）後に、事業主経由で送付します。  |
| ④ 氏名変更等       | ・氏名変更等があった場合は、所定の届出様式で申請してください。<br>※「マイナ保険証」に反映するため、氏名変更届出は必要です。なお、旧「資格情報のお知らせ」は、添付不要です。 |
| ⑤ 滅失・棄損時等の再発行 | ・必要に応じて、所定の届出様式で申請してください。再発行します。（手数料はかかりません）   |
| ⑥ 退職時等の返納・回収  | ・「資格情報のお知らせ」は健康保険証ではないので、返納・回収は不要です。各自で処分してください。   |

※各種申請・届出は、事業主経由で提出してください。

#### 4. 「資格確認書」の交付（例外的な対応）

○12月2日以降、マイナ保険証の利用が困難な方には、申請により「資格確認書」を交付します。

|              |   |
|--------------|---|
| ① 目的・用途      | ・「マイナ保険証」の利用が困難な方に対して、原則申請により「資格確認書」を交付します。医療機関等に「資格確認書」を提示することで、受診が可能です。   |
| ② 交付の要件      | ・下記に該当する方が対象になります。<br>1. マイナンバーカードを紛失したため<br>2. マイナンバーカードの更新手続き中のため<br>3. マイナンバーカードの電子証明証の有効期限が切れているため<br>4. マイナンバーカードを持っているが、健康保険証登録を行っていないため<br>5. マイナンバーカードを作っていないため<br>6. マイナンバーカードを返納したため<br>7. マイナ保険証による受診には第三者（介護者など）のサポートが必要なため |
| ③ 様式・有効期間・更新 | ・様式は書面、ハガキサイズ（両面、コピーガード機能有）<br>・有効期間は、最長3年。交付時期によって異なり、満了時期を表記します。<br>・必要に応じて3年ごとに更新。（第1回更新は、2027年12月を予定）   |
| ④ 交付申請       | ・資格取得時、被扶養者異動（追加）時、および上記②交付の要件発生時に所定の様式で申請してください。なお、マイナ   |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>ンバーの届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健保組合の職権で交付することもあります。</li> </ul>   |
| ⑤ 発行時期         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記申請から、10～14営業日後が目途ですが、個別対応のため遅れる場合があります。</li> <li>・また、事業主経由で送付のため、到着に時間を要します。</li> </ul>                               |
| ⑥ 現行保険証との併用は不可 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行保険証と「資格確認書」を同時に保有することはできません。</li> </ul> <p>※現行保険証の返納が必要です。</p>  |
| ⑦ 氏名変更等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名変更等があった場合は、所定の届出様式で申請してください。変更後の内容で再発行します。</li> </ul> <p>※旧「資格確認書」の提出が必要です。</p>                                       |
| ⑧ 滅失・棄損時等の再発行  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の届出様式で申請してください。</li> </ul> <p>再発行します。</p> <p>※紛失時には、再発行手数料（1,000円）がかかります。</p>   |
| ⑨ 退職時等の返納・回収   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間内に退職等した場合は、「資格確認書」の返納・回収が必要です。（紛失の場合は、滅失届）</li> <li>・なお、有効期間経過後は、保険証として利用できませんので、返納・回収は不要です。各自で処分してください。</li> </ul> |

## 5. ホームページ・各種帳票の変更

○12月2日に健保組合ホームページおよび各種帳票の変更、入れ替えを行います。

○12月2日以降は新帳票で手続きしてください。すでに旧帳票で手配している場合は、12月末まで受付します。場合によっては、再提出や追加をお願いすることもあります。

以上